

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 KHODJAEV Bakhshillo Kamolovich

論 文 題 目

Misleading Advertising Regulation in Uzbekistan: Analysis of Legal Standards

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科 教授 林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科 教授 鈴木 将文

名古屋大学大学院法学研究科 教授 水島 朋則

## 論文審査の結果の要旨

## I 本論文の構成と概要

## 1. 本論文の概要

本報告書では、まず、Khodjaev Bakhshillo 氏より提出された、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程総合法政専攻（国際法政コース）博士論文（以下、本論文という。）の概要を述べたうえで、本論文の構成と具体的な審査内容・評価報告を行う。

本論文は、ウズベキスタンにおける誤認広告の規制について法的基準を中心に検討するものである。ウズベキスタンでは、2011年に新しい競争法が制定され、競争政策の強化が行われた。これは1996年制定の「商品市場における競争および独占活動の制限に関する法律」（以下「旧法」という。）の制定後、初めての大きな改正であった。ウズベキスタンのこのような動きの背景には、市場への新しい事業主体の参入（外国投資家を含む）、独占事業主体の市場シェアの段階的な減少、市場経済関係の多様化を含む市場経済の発展とそれにとまなう消費者保護の強化の必要性があった。

しかし、自由経済体制の憲法であるといわれる競争法の根本的な改正或いは新たな制定は、ひとりウズベキスタンにおける現象ではない。社会主義経済の背景を有するウクライナ（2002年）、ベトナム（2005年）、ロシア（2006年）、中国（2008年）、カザフスタン（2008年）等の国々も市場経済における競争法の意義を認識し、相次いでその制定と改正に取り組んできた。それと並んで競争法の担い手である競争当局の権限が強化され、競争法の運用も重視されるようになりつつある。

以上を踏まえ、本論文は、不当表示規制に焦点を当てて、ウズベキスタンにおける表示規制の現状と課題を検討対象とするものである。不当表示規制は、日本では主に「不当景品類及び不当表示防止法」の所掌領域であるが、同法は競争法の補完法であり、かつ消費者法の基本法たる性格を有する法領域である。同法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを規制すること等により、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選択できる環境を保護することを目的にしている。

ところで、本論文によれば、ウズベキスタンの競争法なかならずく不当表示規制がどのように運用されているかについて、これまで同国内で実質的な検討や統計資料の公表がほとんどなされておらず、その意味で非常に透明性に欠けており、実際、法執行も停滞していたと指摘する。そのような背景には、ウズベキスタンが、1991年の独立後にいわゆる市場経済体制に移行したものの、1917年から1991年までの長きにわたる旧ソ連型中央集権的計画経済の下、硬直的な官僚機構の秘密主義と広範な裁量権の保持と行使に慣れた経済制度の存在が指摘できる。本論文は、こうし

たこれまでの経済・社会状況を背景に、ウズベキスタンのこれまでの不当表示規制を批判的に検証し、今後解決すべき課題の提示と立法論的展望を述べたものである。

以下では、本論文の構成に即して概要を確認し、博士論文審査基準に基づき審査委員会の審査内容・評価を述べる。

## 2. 本論文の構成

第1章の問題の所在では、表示による不当な顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について概観している。これまで、ウズベキスタンでは、独立後、市場経済に移行したあと、十分に不当表示を規制されてこなかったことが指摘されている。近時ウズベキスタン大統領が表明した2017-2021年の「ウズベキスタンの発展戦略」によれば、不当表示規制の強化が謳われているところ、第1章では同報告書の経緯等を概観しながら、ウズベキスタンの不当表示規制の現状と問題の所在について叙述されている。

第2章では、不当表示規制に関する原理的考察として、法的要件の分析が行われている。ウズベキスタンの不当表示規制では、「不適切な広告」を規制するとされているが、「不適切」という概念が明確にされていないこと、対象が広告に限定されていることから十分に機能していないと指摘している。その上で不当表示規制の意義が考察されている。すなわち、不当な表示を禁止する規制の場合、表示をするかどうか、どのような表示をするかは、事業者の任意であって、消費者と事業者との間には情報の質・量等に格差が存在するところ、自己の供給する商品・役務の内容を一番よく知っているのは、まさにその商品・役務を供給する事業者であるため、事業者は、その商品・役務の実際と異なる範囲で自由に表示をする(又は、表示をしない)ことが可能である(この文脈で営利的言論法理について言及する)。そして、不当表示規制法は、表示から受ける一般消費者の印象・認識を基準として、消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれのある表示を不当な表示として禁止しているものであるから、事前に、どのような表示をすべきか、又はどのような表示をしてはいけないかをあらかじめ具体的・網羅的に明らかとすることは難しいと考えられる。このため、不当な表示にならないようにするためには、自己の供給する商品・役務の需要者と考えられる者(消費者)の立場に立って、自己の行う広告・表示の全体から一般消費者がどのような印象・認識を持つかを認識した上で、その商品・役務の実際の内容等と比べて、顧客に誤解されないようにする(顧客に誤解されるような誤った情報や大げさな情報は伝えない)ということが基本となるべきという立場で立論している。そのような観点からウズベキスタンの現行法及び運用を見た場合、誤認惹起、広告の時期・場所・方法、又は「その他の法的要件違反」という、法律上掲げられた三つの基準が明確に区別さ

れることなく適用されている点が大きな問題であると指摘する。

第3章では、不当表示規制について最も歴史があり規制事例の蓄積がある米国法を紹介・検討する。同章では、F T C法5条の規制内容に多くの検討を割き、特に同法5条第a項(1)後段が、通商における又は通商に影響を及ぼす不公正又は欺瞞的な行為又は慣行を禁止していることを紹介している。F T C法の制定当初は、虚偽広告等についてはF T C法第5条前段(不公正な競争方法)に基づいて規制していたところ、1931年のララダム事件連邦最高裁判決において不公正な競争方法は競争者への侵害が要件となる旨判示されたことを契機として、1938年のウィーラー・リー(Wheeler-Lee)改正法によってこの部分が追加挿入されたことを踏まえて、「不公正な行為又は慣行」については、F T C法第5条n項において、「消費者自身によっては合理的に回避できず、かつ、その行為又は慣行が消費者又は競争にもたらす利益を上回るような実質的損害を、消費者に与え又は与えるおそれがある行為又は慣行」とされていることを確認している。

続く第4章では、ウズベキスタンの不当表示規制法の母法であるロシア法を検討している。ロシアでは、競争保護に関する連邦法(Federal Law On Competition Protection)14条(不公正競争の禁止)において、

[1] 事業者に対し損害を与える又は事業の信用を損なわせるおそれのある、虚偽の、不正確な又は歪曲された情報の流布

[2] 製造の特性、方法及び場所、商品の消費者特性、質及び量、並びにその生産者に関する不正確な表示

[3] 事業者が生産又は販売する商品と他の事業者が生産又は販売する商品との不正確な比較

を「不公正競争」として禁止されているが、本論文ではウズベキスタン法と同様、これら法律に掲げられた基準が明確に区別されることなく、裁量的に執行されていることの問題点を指摘している。

第5章では、それまでの章を踏まえて、本論文では、ウズベキスタン不当表示規制において、禁止類型に関するルールを明確化し、競争法を補完することの重要性を指摘する。すなわち、当時、なぜ競争法の特則を設けたのか、そもそも、表示法で規制される類型は不公正な取引方法にも該当するはずだと指摘する。この点について、競争法による処理では、違反行為の排除手続としては、これまで審判といった手続が必要であり、その処理にかなりの日時を要する。しかし、これらの行為は多数の消費者を対象として短期間のうちに被害が拡大する傾向があるため、これを止めさせるのに長期の手続が必要なのは規制の実効性に乏しいものである。ある事業者が実施すれば、競争事業者はさらにこれを上回る規模と方法とをもって対抗するという、「波及性」

と「昂進性」とを有している。

このことから、本論文の第6章では、違反行為排除の迅速な処理の必要性を指摘し、「不適切な広告」かどうかという現行ウズベキスタン法の抽象的な規制基準から、日本の景表法でも取り入れられているように、「優良誤認表示」・「有利誤認表示」という観点に基づく「誤認」アプローチを独立のアプローチとして明確に位置づけ、そのための立法的対応を提唱している。また、エンフォースメントの側面では、いわゆるソフトローの重要性を指摘する。すなわち、規制機関の人的・組織的脆弱性を補完するために、事業者、事業者団体、消費者団体からなるガイドラインや違反行為マニュアルの策定や研修等の実施による不当表示規制の啓蒙・唱道活動の重要性を指摘して、いわゆる共同規制的アプローチを提唱しており、規制の実効性という点からの議論を展開している。

## II 本論文の評価

### 1. 本論文の特徴として、以下を指摘できる。

本論文の考察によれば、不当表示規制法の目的は消費者厚生の上昇にあり、消費者が保護されることはその目的に資することを前提にするが、消費者の認知能力の限界（限定合理性）ゆえに厚生上の損失が発生している場合、それを是正することは効率性の観点からも正当化できることが示される。その一方で、競争は消費者の不合理な行動を是正する効果も期待されているが、この側面を過度に強調すべきではないと本論文は主張する。すなわち、行動パターンに不合理な消費者が存在し、それを搾取する企業がいたとしても、競争が十分であればそのような活動は競争によって淘汰されるはずだというのは、不完全な競争しか存在しない状況ではそもそも妥当しないからである。この点、本論文では、「不適切な(improper)広告」概念の中から「欺瞞(deception)」基準を独立の基準として純化させ、非欺瞞基準から分離する立法提案を行っているが、消費者サイドの行動バイアスが企業の意思決定にどのような影響を与え、それによって競争均衡がどのように変化するかを法的に評価することを通じて、供給者側（事業者）の健全な競争環境（能率競争）を維持する上で不可欠であることを主張する。

かかる本論文の見地に立って消費者取引の適正化へ対処することは、ウズベキスタン表示規制法だけでなく競争法にとってもまた、重要かつ要請される課題であり、この点を包括的、比較法的に考察する本論文は、問題設定が明確かつ独自の研究であって、高く評価できる。

### 2. ただし、本論文にも、問題点はある。

第一に、現行のウズベキスタンの法律及び運用において、「不適切な広告」の概念の

中の三つの基準がどのように規定され、かつ運用されているかの説明が明確性を欠くため、立法的な対応が必要であるとの主張が読者に十分伝わらないきらいがある。これは、法律の規定を英訳する際に、筆者が自己の解釈を織り込んで意識しているために、現行規定の問題点が不明確になってしまっていることが一因である。

第二に、民事救済についての議論が不十分な点である。多くの市場では、経済学がモデルとするような完全競争市場ではなく、問題となっている商品を提供できる企業数には限界がある。高品質の商品の供給に要するコストは、低品質の商品を供給するコストを上回るのが通常である。仮に十分に情報に通じた消費者がいて商品の品質を正しく評価でき、それに応じて高品質な商品をそれに見合った価格で購入しようとしていたとしても、そのような「賢い」消費者が十分に多い場合を除いて、情報に通じていない（すなわち「賢くない」）消費者からの利益獲得機会を得るべく、企業にとっては、粗悪品のみを供給するのが得策となるかもしれない。高品質な商品が提供されるようになるのは、適正な情報に通じた消費者の割合が市場において十分に大きくなった場合に限られる。自分が賢い消費者となるだけではなく、他の消費者も情報に通じた賢い消費者になってはじめて市場の機能が改善されることになる。このように、自分が賢い消費者となることは他の消費者の利益にもなるし、逆に他の消費者が賢くなるのが自分のためにもなる。その手助けをする不当表示規制法は、ある意味で、市場機能を改善するには、個人の努力や行政機関の法執行だけでなく、法律および行政によって手助けされる消費者の集団的な努力が必要なのである。本稿ではこの点に関する考察が十分でなく、今後の課題を提起している。

第三に、本論文では、ウズベキスタン不当表示規制を考察するにあたって主に米国法を参照している。その一方で本論文では、ウズベキスタン法の母法とされるロシア法の生成と展開において EU 法が著しい影響を与えたと述べているが、その EU 法の参照自体が全体的に不十分である。また、ウズベキスタン不当表示規制の立法史的検討にも不十分さが見られる。これらの詳細な考察を本論文に織り込むことができれば、一層、本研究の価値が高まったと思われる。

しかし、以上の問題点は、本論文の積極的意義に比べれば決定的な瑕疵とはいいがたく、先に述べた本論文についての評価を覆すものではない。また、第二の点は、タシケント法科大学准教授の地位にあり、既に研究者としての確固たる地位を占めている筆者であれば、近い将来、これらに関する補完的な研究を行うことが現実的に期待できるところである。

3 なお、本論文は、課程博士論文として提出されたものであるところ、綜合法政専攻（国際法政コース）の博士（比較法学）の課程博士論文判定基準との関係につ

いて述べておくと、本論文は、(1)発展途上国の法に関連する理論及び実務の両面に係る研究であるという意味で、広義のアジア法整備支援にかかわる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており、(2)主として比較法学的手法を用いており、(3)母語以外の言語（英語）を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提に議論を進めており、(4)問題設定が明確で設定した問題に対して自分なりの回答が出されており、(5)従来の研究と比較して独自性が認められ、(6)論理的に堅固であると評することができる。以上のとおり、上記判定基準にも十分合致していると考えられる。

### III 結論

以上の評価を踏まえ、審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。